

實に舊藩國初以來の舊家なり。元祿十四年八月町奉行取調の町人拜領屋敷井地子銀・町役銀赦免之者覺書にも如左あり。

平野屋半助	町役御赦免町中餘荷
紙屋庄三郎	同斷
金屋九郎兵衛	同斷
本吉屋彌右衛門	同斷
越前屋吉兵衛	同斷

右吉兵衛の子孫零落し、家屋邸地を松任屋勘兵衛と云ふ者に譲り、松任屋より鍋屋伊兵衛と云ふ者へ譲る。松任屋鍋屋は藏宿商にて、其家は袋町入口の北側、尻地は淺野屋次郎兵衛の邸地也。

○淺野屋次郎兵衛舊邸

淺野屋は、舊藩國初以來家柄町人の一人也。二代次郎兵衛の時、横山山城守歸參の節、金澤にて宿可仕旨御直之御意にて、一年許宿相勤む。右爲御褒美町役免許被仰付と、由緒帳に載せたり。横山氏の元祖山城守長知は、慶長十九年二月故ありて、利長卿より高岡に於て家祿を取放され、

流浪の身と成り、上方へ立退き、剃髮して横山夕庵と稱し、江州坂本に居し、後叡山へ引籠りしが、同年十月大坂冬陣に利常卿出軍、越前麻生津に於て横山父子を召し、復仕の儀を命ぜられ、長知に元の三萬石を賜はり、金澤城の留守居を命ぜられたり。淺野屋に寄宿すといふ事は、此の時の事なりけり。但し町役免許の事は、十二冊定書に載せたる元祿十四年の取調書に、寛永二十年上使宿就被仰付諸役赦免、町役之分町中餘荷。とあり。さて夫れより歴代爰に居住せしかど、廢藩の際退去すといへり。

○微妙公旅館

參議網紀卿御尋に付き町奉行の言上書に、微妙院様小松より江戸御參勤御往來之節、親次郎兵衛時分兩度爲被懸御腰候由御座候。故淡路守様・故飛騨守様・故大藏大輔様・當飛騨守様御宿仕候。とあり。次郎兵衛由緒帳に、正保三年八月中納言様初而被爲入と記載す。按するに、利常卿、此の家を旅館となし給ふ事は、寺社所留記に、

中納言様江戸御下向之刻、淺野屋次郎兵衛方々可被爲入之旨被仰出候。就其御宿候儀者勿論、上下之町端々不依

誰々罷出間敷旨御意候條、寺社方々急度可被申觸候。恐々謹言。

三月廿一日

前田對馬

右は明暦元年也。又山本基庸の夜話錄に、山本瀬兵衛御參勤の御供致し、小松より罷越し、御意に依つて泉野松原を見分し、夫より供奉して淺野屋へ被爲入、其夜御旅館にて新知拜領する由記載し、又御徒澤田新八、御意に違ひ禁慎被命置之處、江戸御參勤として小松御發駕、金澤淺野屋に御旅館の翌朝、大樋町端まで罷出居たるよし、其の傳話を載せたり。右等の傳話等に據つて考ふるに、利常卿小松在城の頃は、淺野屋を旅館となし給ふ事は度々なりしと聞ゆ。

○幕府上使宿

十二冊定書に載せたる元祿十四年金澤町人屋敷拜領等之人々取調書に、淺野屋次郎兵衛寛永二十年上使宿就被仰付、親一古以來諸役御免許、町役之分町中より餘荷。とあり。次郎兵衛由緒帳に、三代次郎兵衛上使御宿御用に候處、相勤可申者無之候間、年罷寄候得共相勤可申旨被爲仰渡、寛

永十六年過分之家作仕、上使田中主水様御宿申上候。其節陽廣院様も御成被遊候。とあり。按するに、主水は主殿の誤也。舊家見聞集に、寛永十九年爲上使田中主殿被遣、光高君松任迄御出迎へ、御馳走人寺嶋主馬・鶴見左門、上使宿堤町淺野屋。とあり。寛永年中綱紀卿御尋に付町奉行より言上書に。

八月廿二日

前田兵右衛門

御當地に上使宿与申所有之候哉、御尋に御座候間可申上旨、御紙面之趣奉承知候。上使宿与相極置候は、袋町淺野屋次郎兵衛に而御座候。以上。

青木與右衛門様

小塚八右衛門

淺野屋次郎兵衛座敷等修葺は、こなたより被仰付候哉可相尋被仰出候由、御紙面之趣奉承知候。公儀より修葺被仰付候儀無御座候。以上。

八月廿二日

前田兵右衛門

齋藤吉左衛門様

小塚八右衛門